

東京社保協第7回常任幹事会・資料集

2019年10月24日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1～9 中央社保協第2回運営委員会報告
- 10～11 介護をよくする東京の会事務局会議報告
- 12～13 消費税5%への引き下げを求める請願署名
- 14～18 都民連第1回世話人会まとめ
- 19～29 厚生労働省からの「令和元年台風第19号に伴う災害の被災者係
る一部負担金等の取扱いについて」の事務連絡通知
- 30～33 自治労連速報「公立・公的病院の『再編・統合』に対する談話」



2019年度中央社保協第2回運営委員会

2019年10月2日（水）13時半～ 日本医療労働会館会議室

【出席確認】

○代表委員

住江（保団連） 山田（民医連） 岩橋（全労連） 鎌倉（医労連）
寺川（東京） 井上（大阪）

○運営委員

白沢（障全協） 山元（新婦人） 中山（全商連） 西野（全生連）
吉川（農民連） 民谷（福祉保育労） 山田（全教） （建交労）
吉田（年金者組合） 瀧川（医労連） 上所（保団連） 梅津（共産党）
井上（国公労連） 小泉（自治労連） 岡田（医療福祉生協連）
久保田（民医連）
沢野（北海道） 高橋（宮城） 川嶋（埼玉） 藤田（千葉）
窪田（東京） 根本（神奈川） 寺越（石川） 小松（愛知）
寺内（大阪） 楠藤（徳島） 西村（福岡）

○事務局

山口、是枝、工藤（保団連）、山本（民医連）、大西（全労連）

【報告事項】

- 9月 4日 第1回運営委員会
- 6日 きかんしレセプション
- 9日 25条共同行動実行委員会
- 11日～12日 東北ブロック会議
- 12日 消費税10%ストップ署名提出院内集会・銀座パレード
- 13日 全労連社保闘争本部
- 14日 4の日巢鴨地蔵通り商店街ロング宣伝

◆参加 34人

東京31（東京土建24、東京民医連2、東京地評1、消費税をなくす会1、事務局3）、
中央3（新婦人1、高齢期運動連絡会1、事務局1）

◆署名

219筆（社会保障拡充172、消費税34、憲法9条13）

◆配布ティッシュ 8500個

◆対話の特徴

- ・5年前に大病したという女性
消費税増税は許せん。ホントに生活できなくなる。とても不安だ。
社会保障はよくなってもらわないと困る
- ・90歳を超えたという女性
生きていてもいいことなんかないという思い。
せめて安心して死んでいけるようにならないのか。

近所の知り合いと、いっしょにこういう署名とか協力して
こうと話している。

- ・消費税増税をなんとかしてという女性
医療も介護もどんどん改悪しながら消費税をあげるのが絶
対おかしい。年金も減っている。

大分県社保協社会保障学習会

- 18日 東海ブロック会議
後期高齢者医療窓口2割化反対署名推進会議（別紙報告参照）
- 20日 四国ブロック会議
- 21日 全労連年金シンポジウム
- 23日 消費税10%ストップ新宿緊急パレード、宣伝行動
- 25日 25条共同行動宣伝行動 御茶ノ水駅前
◆参加10人（全生連3、福祉保育労2、全労連1、民医連1
いのちの砦アクション（原告）1、社保協、他2）
日本高齢者大会（～26日）
- 26日 第1回代表委員会
- 27日 社会保障誌企画打ち合わせ
- 29日 労働総研
- 30日 北信越ブロック会議
- 10月 1日 いのちまもる国民集会実行委員会
消費税増税強行に抗議する宣伝行動
- 2日 第2回運営委員会
介護・障害者部会
国保部会

【情勢の特徴】～資料参照

【協議事項】

(1)第47回中央社保学校 in いしかわ（石川県社保協総括、収支報告案参照）

①参加状況 事務局・講師含む

延べ人数	1日目	2日目	3日目	合計
福井	38	23	14	75
富山	18	30	5	53
石川	426		130	556
全国	158	163	111	432
合計	856		260	1116

※当日参加および要員等含めて、延べ人数参加は1100人超え

※実人数参加は787人。講師8人を加えると**総計795人参加**
社保学校過去最高の参加数を達成。

※社会保障誌2019冬号で特集

②感想、意見

※運営委員(社保学校要員)

- ・ 平和や社会保障をめぐる情勢、参議院選挙や埼玉知事選挙などでの市民と野党の勝利などの情勢を反映した学校となった。
- ・ 千葉県では9名が参加し、土建組合からも30歳～40歳代のかたの参加もあった。地域社保協結成の機運を受けて、若手中心の参加となった。
- ・ 1日目の9条と25条をテーマにした対談は内容も分かりやすく、各県での今後の取り組みの参考にもなる。
- ・ 2日目シンポジウムでの3県の取り組み報告も内容的なコラボ良かった。
- ・ 6つの分科会は社保学校にふさわしい内容となり教訓となる企画だった。

※参加者からの主な意見

「憲法9条と25条は一体であることを学ぶことができた」

「人権としての社会保障の理念を深く学んだ」

「小森・井上対談は、わかりやすく、運動を進めるうえで大事な点を勉強できたと思う」などの感想がほとんどで、総じて積極的に受け止められた

※運営については、

「会場が暑かった」

「トイレが和式で、不便を感じた人もいたのではないか」

「全体交流会はやってもらいたい」などの要望もありました。

③第48回社保学校の開催について

2020年9月上旬に埼玉で開催としていましたが、東京パラリンピック8月25日から9月6日、東京オリンピック7月24日から8月9日に予定され、会場、宿泊確保が不可能であることが判明しました。埼玉県社保協に日程について再検討してもらい、2020年9月27日(日)～28日(月)、さいたま市内及び周辺の地域で会場を再度当たるようにしましたが、日本高齢者大会が2020年9月25日(木)～26日(金)、長野で開催される予定となっており、諸々の事情により、埼玉での開催を2021年以降に延期することを判断し確認した。

つきましては、この10年社保学校が未開催となっているブロックを中心に、至急開催について相談し、次回運営委員会に報告できるように努力します。

④決算について

(3) 総会方針の具体化について

① 署名推進について

ア、25条署名→ホームページで公開 まずは40万印刷

民医連25万枚、全労連6万3千枚、全生連600枚、

千葉3500枚、神奈川10000枚、長野3000枚、山口1000枚

計362600枚(残 37400枚)⇒増刷を行う【埼玉が数万枚など】

イ、諸制度の改善を求める署名

介護、年金、後期高齢2割化反対、保育の署名について、データ配信で活用を呼び掛ける

② 共同行動の推進

ア、地域医療を守る運動推進

医療提供体制縮小を軸にした「社会保障抑制の仕組みづくり」「地域崩壊」に対抗していくために、地域医療構想による病床削減に対する医療関係団体・労組、住民組織などとの共同を強化します。(総会方針)

※医労連との協議の状況

- ・ 病院統廃合、ベッド数の削減に反対し、地域住民の要求に沿った地域医療づくりをめざす運動方針の検討
- ・ ベッド削減等の対象に挙げた地域の社保協との連携をどうするか
- ・ 住民の地域医療に対する要求の掘り起こしの課題
- ・ 11月23日の地域医療運動集会の成功と結集を
- ・ 9月3日 医労連社会保障対策委員会
各地の統廃合、移譲等の状況、ならびに地域の「守る会」等の運動について、情報の共有、交換を（別紙資料）

※当面するたたかいの方針

9月26日に再編・統合が必要があるとして424病院がリストアップされた問題を受けて、地域医療を守る運動の当面の行動提起を確認した。事務局長談話については別紙を参照してください。

- 厚生労働省が都道府県の考えなどを飛び越し頭ごなしにリストを発表していると考えられることを踏まえ、都道府県、当該市町村との懇談を持ち、情報収集を行う。
 - ・ 都道府県との懇談などをまずは追及し、情報集約と各都道府県の考え等を確認し明らかにします。
 - ・ 可能ならばリストアップされた病院としての考え方、公立病院については市町村としての考え方など懇談を通じて明らかにします。
 - ・ その情報については、随時中央社保協に報告、結集をお願いします。
- 2010年前後からも各地で公立・公的病院の再編が各地域で行われていることを踏まえ、これまで・これからの地域医療への影響について情報を集約する
 - ・ ベッド削減が進行している地域の状況（産科がなくなった、診療所がなくなった等）の把握に努める。

アンケート形式の調査表(作成中)での集約を全国規模で行う

第一次集約 11月(地域医療を守る運動全国交流集会(11月23日開催)までを目途に)

第二次集約 12月中旬

- 中央社保協として今年中を目途に②の状況集約をまとめ、運動方針を全国代表

者会議(2020年2月上旬開催予定)、総会(2020年夏頃)で提起、確立する。

・ 医労連、全労連をはじめ、関係団体と協議を深める。

- 「検討会議」の議論や報告、2020骨太方針の議論も踏まえ、社会保障解体攻撃への反撃を。

イ、秋から来春に向けての共同の推進～秋からの運動強化について参照

- 10-11月の強化月間の取り組み
中央団体、労組の全国集会、行動等での統一スローガン、集約
※「あなたもわたしも安心してくらせる社会を」
- 14日、25日の統一宣伝行動呼びかけ
◆11月25日の全国統一宣伝行動
※消費税廃止各界連等との共同を図る
- 25条共同行動実行委員会との共同強化
※団体、労組 実行委員会加入と共同の訪問を計画
社保協代表委員団体(全労連、医労連、民医連、保団連)要請
※25条ブログの拡散と活用
- 25条共同行動(拡大)実行委員会の開催
10月23日(水) 13時～16時 衆議院第一会館第一会議室
○目的
「社会保障検討会議」をはじめ、社会保障解体攻撃の狙いを共有
○内容
基調報告 「全世代型社会保障のねらい(仮)」 障全協 山崎氏
報告・意見交流 参加団体から、各団体の当面の運動と社会保障解体攻撃の狙いについての意見交換
- 社会保障拡充運動交流集会の開催
12月4日(水) 17時半～20時 衆議院第一議員会館大会議室
○目的
「検討会議」、骨太方針2020のねらいと運動の課題について意思統一と共同行動の前進、
○内容
学習講演 芝田英昭先生(立教大学)
運動交流・意見交換・行動提起

ウ、いのち・暮らし・社会保障まもる国民集会

10月17日(木) 13時～16時半 日比谷野外音楽堂

※10月2日 実行委員会と日本医師会との懇談

③ 国保～国保部会議題参照

④ 介護～介護・障害者部

① 2019年「介護・認知症なんでも無料電話相談」へ向けて

- ・ 実施予定県の拡大について
 - ✓ (昨年実施県)秋田、東京、埼玉、千葉、神奈川、長野、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、広島、福岡、佐賀、宮崎 15 県が実施するものとして。
(新実施県)北海道、岩手、宮城、山梨、滋賀、京都、和歌山、愛媛、徳島(10/16)、香川、山口、沖縄が実施へ 12 県
大阪社保協は諸課題を打ち出しての電話相談を計画している
※現在到達 昨年 15 県+新 12 県=27 県
- ・ 実務準備
 - ✓ 中央では東京民医連、自治労連、ホームヘルパー全国連絡会等を通じての相談員の要請を行い、当日の相談内容の入力作業は全日本民医連に要請している。
 - ✓ 参加各県社保協は、2019「介護・認知症なんでも無料電話相談」の実施についてフリーダイヤルの活用と登録、実施アンケートの提出をお願いします。
特に「介護・認知症なんでも電話相談/フリーダイヤル 設定依頼」書は、(株)平和電気に送付すること…10月24日必着
- ・ 結果発表について
 - ✓ 実施結果の概要については
 - ⇒11月11日中に実施各県は相談件数などをメールで中央社保協に送付(具体的な相談内容などは後日で結構です)
 - ⇒11月12日に中央社保協は概要を文書化(A4・1~2枚程度)し、夕刻までには、厚労省記者クラブにへ投げ込み・情報提供を行う
 - ⇒12月部会で分析して記者会見は12月中旬に行う
 - ✓ 社会保障誌 2020年3月(春)発行号に掲載予定

② 2019年介護全国学習交流集会

- ・ 集会概要
 - 開催日時・場所：11月10日(日)13時~16時30分
 - 場所：全労連会館 規模：200名
 - メイン講師：岡崎祐司先生(佛教大学)

③ 介護提言(仮)の作成状況について

- ・ 「素案」20190927版を部会・運営委員会にて報告・論議を行った
- ・ 意見交換会の開催
 - ✓ 日時：10月16日(水)13時~17時 会場：全労連3階会議室
 - ✓ 目的：「提言」(仮称)の到達点を報告し、各団体や現場からの意見をいただき、その後の議論や「提言」(仮称)内容に反映していく
 - ✓ 参加：6団体から9名~10名の参加が予定されている。

⑤ 後期高齢定額2割負担化反対の取り組みについて(署名推進会議資料参照)

- 日本高齢期運動連絡会、日本年金者組合、社保協、保団連の署名推進打ち合わせ会議で検討を経て、2項目署名となった。

(2項目)

75歳以上の医療費の窓口負担を2割にしないでください
後期高齢者医療制度の保険料を引き下げてください

- 日本高齢期運動連絡会→高齢者大会で署名、方針提起する予定だった。
- 2020年1月31日（金）高齢者行動で署名提出等行動を提起
（例年は2月1日に実施しているが土曜日のため前倒し）

⑥ 年金

ア、署名推進

イ、全労連年金学習シンポジウム

9月21日（土）13:00～16:30 損保会館

ウ、年金学習パンフ活用について（別紙参照）

※全労連または中央社保協ホームページからダウンロード可能

エ、年金一揆・フェスタ

10月25日（金） 13時～日比谷野音

⑦ 生活保護

ア、10月に生活保護の基準額引き下げ。（全生連声明参照）

イ、名古屋生活保護裁判 11月16日 大決起集会 チラシ参照

※中央社保協として本裁判の他への影響の重大性から以下の3点を確認。

- 原告団、弁護団への激励を強める（激励の「様式」が配信される予定）
- 当面の裁判傍聴動員を要請、強化する
- 11月16日決起集会へ各県社保協からの参加を要請、強化する

※全生連としては、特に10月24日の原告の証人尋問への動員を計画している。

.....

資料 総会議案より

（7）2019秋からの共同行動強化についての行動（案）

2019秋から、骨太方針工程表に基づき消費税10%を前提とした社会保障各制度の改悪が押し進められます。それぞれの課題ごとの運動強化ともに、社会保障解体攻撃へ反撃し、共同行動の推進を図ります。

共同行動と25条署名をあわせて推進させます。

1、社会保障拡充、社会保障予算の確保を求め、社会保障各分野で奮闘する諸団体、労働組合に呼びかけ、年末をめぐりに、社会保障改善運動交流集会（仮）を、25条共同行動実行委員会と共同で開催を検討します。

日程は12月4日（水、運営委員会開催日）もしくは18日（水）で検討し、会場は、国会会議室を予定します。

2、10-11月を社会保障強化月間（11月は介護月間もあわせて実施）に。

「憲法25条を守り、活かそう」（仮）を統一スローガンに掲げ、賛同を呼びかけた昨年の取り組みを踏まえ、今年も社会保障分野の各集会、行動、地域での各集会、行動、学習会等を集約し、〇〇万人行動を目指します。

そのための統一スローガンを検討します。

行動の一環として、10、11月の「4」の日宣伝（14日の宣伝行動）、25日共同宣伝等の全国的な統一宣伝行動について検討します。

また、予定される全国集会、行動等に結集します。

- 9月 21日 全労連・年金シンポジウム
- 9月25日～26日 第33回日本高齢者大会 in 福島
- 10月14日 社会保障拡充宣伝行動（巣鴨）
- 10月16日 全生連・国保全国交流集会（～18日 全国理事会）
- 10月17日 憲法・いのち・社会保障まもる10・17国民集会
- 10月22日 国保料、滞納・差押西日本ブロック学習交流集会（大阪）
- 10月25日 年金フェスタ／一揆
- 25日 25条共同宣伝行動（御茶ノ水）
- 25-26日 きょうされん全国大会
- 10月28日 福祉保育労全国中央行動
- 10月 末日（予定） 『骨格提言』の完全実現を求める大フォーラム行動
- 11月 4日 子どもたちによりよい保育を！ 11.4大集会
- 11月10日 介護全国学習交流集会
- 11月11日 介護なんでも電話相談
- 11月14日 社会保障拡充。介護改善統一宣伝行動（巣鴨）
- 11月21-22日 全生連中央行動
- 11月23日 地域医療を守る全国運動交流集会
- 11月24-25日 障全協全国集会・中央行動
- 11月25日 25条共同宣伝統一行動（全国・各ターミナル宣伝）
- 12月22日 国保料、滞納・差押東日本ブロック学習交流集会
-

（4）第200回臨時国会定例行動について

① 第200回臨時国会（提出法案一覧参照）

臨時国会は、10月4日召集、12月9日までの67日間で開催され、日米貿易協定などが審議される見通しです。

4日に安部首相の所信表明演説、7～9日に衆参両院で所信表明演説に対する与野党の代表質問の予定です。

② 定例会国会行動について

- 10月 4日（金） 12時～13時 国会開会日行動
総がかり行動実行委員会の行動に結集
- 10月16日、30日、11月13日、27日の隔週水曜日に予定
時間は、12時15分から13時、場所は、衆議院第二議員会館前
- 介護署名提出議員要請行動（調整中）
11月13日に民医連が行動予定、合同できるか調整へ

（5）強化月間の取り組み、年末の交流集会を受けて、来春の運動について検討、意見交換を図り、統一行動等について、検討を重ねます。

中央社保協全国代表者会議を、2020年2月上旬開催(都内)で調整に入る

(6) 強化月間(社保協)の宣伝行動

- 13-15日の宣伝行動ゾーンでの宣伝の呼びかけを強めます。
- 11月25日(月)を、25条共同行動実行委員会とともに、宣伝統一行動(全国・各ターミナル宣伝)を検討します。

◆「4」の日宣伝行動

10月14日(月・祝) 11時～13時 巣鴨地蔵通り宣伝
11月14日(木) 12時～13時 巣鴨駅前(介護と共同宣伝)

◆25日宣伝行動

10月25日(金) 12時 御茶ノ水駅前
11月25日(月) 全国ターミナル宣伝行動を提起(呼びかけチラシを作成)

(7) 社会保障誌の価格について

- ① 改定理由：10月1日からの消費税増税強行に当たり、社会保障誌の価格設定の検討が必要となった。
- ② 2019年冬号から表示価格を定価500円+税の550円とし、年間購読者は2020年5月号から年間購読料3000円+300円の3300円とすることを確認した。

(7) その他

①加盟組織報告(略)

②次回日程

第3回運営委員会 11月6日(水) 13時～ 日本医療労働会館会議室

第4回運営委員会 12月4日(水) 13時半～ 衆議院第1-6会議室

※部会開催予定

第5回運営委員会 1月8日(水) 13時～ 日本医療労働会館会議室

※全国代表者会議 2月上旬

第6回運営委員会 3月4日(水) 13時～ 日本医療労働会館会議室

※全国代表者会議が2月開催になれば、2月の運営委員会は開催しません。

5月は、連休のため、第2水曜日(13日)になります。

「介護をよくする東京の会」第10期7回事務局会議 報告

日時：2019年10月9日（水）10:10～11:15

場所：東京自治労連会議室

出席：久保（地評）、杉山（自治労連）、久保（医労連）、芝宮（年金者組合）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー連絡会）、西銘（医労連）、窪田（社保協） 下線は欠席

<報告事項>

1、第6回事務局会議報告

確認した。

2、情勢報告等

全世代型社会保障検討会議は安倍政権として社会保障改革の総仕上げ、年金・介護に切り込んでくる。同様に改憲についてもこの間の失敗に学び、9条に「自衛隊」を書き込むことだけに絞って、草の根集会などで国民を巻き込みながら総仕上げを挑んできている。

3、各団体からの報告

民医連：9/26 介護国会行動、11/11 中野、八王子、大田等宣伝が予定されるなど、介護ウェーブの取り組みが具体化してきた。学習宣伝チラシが近日完成。11/8に「あずみの里裁判」第2回署名提出

医労連：11/2、14～15時に介護アクション宣伝を巣鴨で行う

<協議事項>

1、介護保険制度改善などの当面の取り組みの重点について

1) 10/6 介護学習交流集会のまとめ

・参加者 57名（講師含む、目標 60名）

保険医協会 1、地評 1、社保協 9、医労連 8、民医連 10、全労連 1、議員 11、自治労連 8、その他 8

・発言者 9名：豊島混合介護（渡辺）、世田谷実態（森永）、処遇改善（寺田）、大田総合事業（野口）、稲城総合事業（山岸）、文京認定審査（石沢）、八王子労働実態（斉藤）、狛江総合事業（宮坂）、老問研アピール発出（矢部）

・入会 1名

・主な感想など 17通：講演が良かった。発言と資料が参考になった。資料を活用したい。現実には直面した課題で頭がいっぱい。そんな中で問題の整理ができてよかった。グループ論議があるとつながるきっかけとなる。自治体戦略 2040 を社会保障がらみで講演して欲しい。介護保険改悪への対処は？介護労働改善について、共生型サービスや混合介護は事業運営や従事者負担の点で成立するか？

20年の流れの中で政府がどの方向に向かっているのか整理されており、林講演は解りやすかった。その点では講演時間が短かった。今までは現場の話が多かったが、今回は議員の参加も多く、自治体の状況が聞けてよかった。

・署名：27筆（25条）、15筆（ケアプラン）、52筆（あずみの里）

・財政：収入：56×@500円=28,000円、資料代2×@500=1,000円。=29,000円

支出：印刷代7000円、講師料1万円、お茶代270円、発言者謝礼菓子900円=18,170円

収支：10,830円

2) 各自治体との懇談・要請、国への意見書、などの取り組みなど

①第7期事業計画の調査・検証 ②総合事業の状況把握 「卒業」の実態など

・11月1日 対都要請行動 昨年同様処遇改善

・総合事業実態の自治体調査をどうするか？（昨年は事業者へのアンケート実施、千通位集約。総会で報告）

…総合事業の実態調査を自治体議員を通じて実施する。調査項目は10/6 学習交流集会で出された世田谷での資料内容を基本に、総合事業前との比較で良いのではないかと。今月中に窪田が山岸さんと相談して調査項目を決めて流す。認定減、事業者減がわかるのではないかと？

3) 今後の取り組みについて

総会日程の具体化など 2020年3月頃

…2/29(土)午後、ラパスホールにて開催。会場予約済。内容については、政府の検討会議の内容もハッキリしてくる頃、自治体戦略2040とも関連して社会保障改悪の全体的な流れがつかめるようなものに。中央社保協が準備している「提言」にも触れながら。芝田先生が講師に良いのでは(費用的にも)? 窪田がメールで打診する。規模は50名程度か。

4) 介護学習会の積極的な開催を

・中央社保協で「介護提言(仮)」作成が予定されている。これを基に論議してゆく

・地元の事業所や団体などと共同開催 ・小規模学習など

…12/7に三多摩保健医療問題研究会主催で介護交流会を企画している。各自治体の資料も集め、多摩の議員も含め開催予定。

5) その他

なし

2、今後の活動計画と到達点

(1) 当面及びの取り組みについて

・10月14日(祝) 11~13時 巣鴨地藏通り商店街入口宣伝

・10月17日(木) 13~16時半 「いのち・くらし・社会保障まもる国民集会」野音

・11月1日(金) 9時半~17時半 都民生活要求大行動実行委員会対都要請行動 都庁第2庁舎ホール
9時集合で打ち合わせ。医療30分、介護20分で介護は①総合事業の調査等(相川) ②処遇改善関係(医労連)が発言する

・11月10日(日) 13~16時半 「介護保険20年、介護の現状と課題、改善方向を探る」全労連会館2階

・11月11日(月・介護の日) 10~18時 「介護・認知症電話相談」地評会議室 …HPへ掲載を

相談員組織など: 民医連のべ8名、全へ連2名1日、2名適宜、自治労連1名(午後)

電話は8本(4回線の予定)

・11月14日(木) 12~13時 巣鴨駅宣伝(介護アクション月間宣伝として)

・12月4日(水) 17時半~20時 「社会保障拡充運動交流集会」衆院第一大会議室

(2) その他日程

10月16日(水) 13時 中央社保協 介護提言(案)意見交換会 全労連会館3階

10月25日(金) 年金フェスタ(一揆)

10月25日(金) 憲法25条を守り、活かそう共同行動(お茶の水駅)

11月10日(日) 10時 東京社保学校(けんせつプラザ)

11月23日(土) 10時 地域医療を守る全国運動交流集会(有明TF Tビル906)

11月25日(月) 25条全国・ターミナル宣伝

次回会議予定: 11月13日(水) 10時~ 場所: 労働会館4階・自治労連会議室

消費税率 5%への引き下げを求める請願

〔請願趣旨〕

2019年10月、安倍政権は消費税率10%への増税を強行しました。しかし、実質賃金の低下や低迷する消費動向など、景気悪化が鮮明になる中での消費税率引き上げは過去にありません。

そもそも消費税を8%にしたことで景気が悪化しました。消費税の増収分をすべて国民に返し、さらなる経済対策を考えるくらい景気悪化を心配するのなら、消費税率を5%に引き下げるべきです。消費税減税こそ、最も有効な景気対策です。

消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど、きわめて不公平な税制です。「社会保障のため」と言いながら「全世代型」の名で国民への負担増が画策されていることも見過ごせません。

財源は、450兆円近い内部留保を蓄え、巨大なもうけをあげる巨大企業や、株で大儲けしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出せます。また、米国製兵器の「爆買い」や不要不急の大型公共工事に充てられる予算を子育てや教育、社会保障、災害復旧など、暮らしを支えるために使えば、格差と貧困の是正にもつながります。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

〔請願項目〕

1、消費税率を5%へ引き下げること

氏 名	住 所

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

消費税率 5%への引き下げを求める請願

年 月 日

団体名

住所

代表者

個人印

〔請願趣旨〕

2019年10月、安倍政権は消費税率10%への増税を強行しました。しかし、実質賃金の低下や低迷する消費動向など、景気悪化が鮮明になる中での消費税率引き上げは過去にありません。

そもそも消費税を8%にしたことで景気が悪化しました。消費税の増収分をすべて国民に返し、さらなる経済対策を考えるくらい景気悪化を心配するのなら、消費税率を5%に引き下げるべきです。消費税減税こそ、最も有効な景気対策です。

消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど、きわめて不公平な税制です。「社会保障のため」と言いながら「全世代型」の名で国民への負担増が画策されていることも見過ごせません。

財源は、450兆円近い内部留保を蓄え、巨大なもうけをあげる巨大企業や、株で大儲けしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出せます。また、米国製兵器の「爆買い」や不要不急の大型公共工事に充てられる予算を子育てや教育、社会保障、災害復旧など、暮らしを支えるために使えば、格差と貧困の是正にもつながります。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

〔請願項目〕

1、消費税率を5%へ引き下げること

消費税廃止各界連絡会（取り扱い団体 東京社保協 ）

2019～2020 年度 都民連第 1 回世話人会議 まとめ

日時 2019 年 9 月 30 日（月）13：00～14：20

会場 東京地評会議室

【出席確認（順不同、敬称略。）】 8 組織 10 人

大内（東商連）、佐久間（新婦人本部）、黒坂（東京自治労連）、芝宮（年金者組合都本部）、加藤（都生連）、佐々木（福祉保育労東京）、市川（臨海都民連）、平間（都教組）、田中（東京民医連）、田村（東京土建）、大住（自由法曹団東京）、皆内（東京母親大会連絡会）、萩原（新日本スポーツ連盟都連）、岸本（東京平和委員会）、
白滝・阿久津・鎌田（東京地評）、
オブザーバー：會澤（革新都政の会）、寺川（東京社保協）、佐田（障都連）

I. 特別報告

「2019 年第 3 回都議会定例会の振り返り」

講師 曾根はじめさん（東京都議会議員・日本共産党都議団長）

※3 定終了談話をもとに、審議の推移、都側の姿勢などを中心にご報告いただきました。都市計画審議会での問題発言などをはじめ、都は住民生活を無視した事業・計画をいよいよ推し進める姿勢にあることを明らかにしていただきました。

II. 報告事項

1、経過報告（8 月 27 日総会～9 月 29 日。再掲したものもあります）

(1) 都民要求実現全都連絡会（都民連）

・（世話人会議） 6 月 28 日（金）13：30 より、東京地評会議室にて 11 団体 13 人の出席で開催しました。冒頭、都政・都議会報告として里吉ゆみ都議（日本共産党）から報告を受け、2 定都議会をふりかえり、都政を中心に今後の議会で焦点となる生活課題について意見交換を進めました。第 23 回総会と 2018 年第 3 回東京都議会定例会（3 定。9 月 3 日開会予定）にむけた準備をすすめました。

・（総会） 8 月 27 日（火）13：30～16:00、ラパスホールで開催し 15 団体 17 人の出席のもとすべての議案を確認しました。冒頭、今井晃・東京民医連事務局長が開会あいさつ。総会に先立ち、緊急講演企画「れいわ新選組の選挙結果が問いかけるもの」（講演・中川聡子氏、大場伸也氏（いずれも毎日新聞社記者））を開催し、108 人が参加しました。講演企画後、尾崎あや子都議会議員（日本共産党都議団）より来賓あいさつ・都政報告をいただきました。白滝誠・都民連事務局長（東京地評副議長）の議案提案後、5 団体取り組みを中心に発言し討論。すべての議案を拍手で確認しました。なお、事務局長に白滝誠さんを再任しました。

(2) 2019 年東京都議会第 3 回定例会（3 定）開会日行動

9 月 3 日（火）12：15～12：45、東京都庁前にて開会日行動を実施し、220 人が参加しました。事前に回収した個人請願用紙は 1040 枚集まりました。萩原淳東京地評議長

による開会あいさつのあと、3団体から決意表明がなされました（消費税増税中止を（東商連）、すべてのぜん息患者の救済を（東京公害患者と家族の会）、高齢者の誰もが医療を受けられる保障を（東京高齢期運動連絡会））。都議会会派からとや英津子都議（日本共産党）があいさつしました。主催は、東京地評、都民連、東京社保協。

(3) 都民生活要求大行動実行委員会(都民生活)

（第2回実行委員会）9月20日（金）10:00～11:00、東京地評会議室にて開催し、11/1 対都要請行動にむけた諸準備にあたりました。

(4) 2020オリンピック・パラリンピック問題

(5) 豊洲新市場への築地移転問題

「築地閉場、豊洲開場から一年」シンポジウム）9月16日（月・祝）13:30より上智大学四谷キャンパスにて開催されました。

(6) 都立病院問題

(7) 各種行動や集会など

① 社会保障・福祉関係

② 首長選挙

(8) 都政・都議会、都民の生活をめぐる動き(別冊資料を参照してください)

※以下は今後の都議会・都政の動きについてのメモです。

① 4定～20年1定にむけた都議会の動き

（総務委員会）1定に犯罪被害者等を支援する条例案が出される。

（経済港湾委員会）卸売市場条例の改悪。4定へ条例提案。18年卸売市場法の改悪で、旧法にあった直荷引きの禁止規定などが削除された。これに準じた条例改定の危険性。7/4 市場協議会にて審議会報告が提出される。

（産業労働局）都民就労応援条例（理念条例）の新設へ。4定提案の予定。

2、各団体の取り組みの交流

- ・消費増税前夜。増税契機に廃業意向の事業者は多い。
- ・台風15号被災者、都内会員にも多くいる。
- ・ITC 教育の充実の名のもとで、教育予算が関係業界に流れ込む構図になっている。子どもの育ちを直接支援する形に変えていく必要がある。
- ・米軍、自衛隊併せて、首都圏に40機規模でオスプレイが配備される計画が明らかになっている。東京、首都圏上空が文字通り米軍一体化・軍事優先のものとなる。阻止を。
- ・予算交渉が進む。都費確保をねらい、交渉を続けている。

Ⅲ. 協議事項

1. 会計監査の設置について

8/27 前回総会にて、これまで慣例で設置、実施していなかった会計監査について、「設置、実施すべき」との意見をいただきました。ご意見をふまえ、世話人団体による会計監査を設置し、今期（2019～2020年度）は東京民医連・田中さんをお願いしたいと思います。ご承認をお願いします。→ご承認をいただきました。

2. 「横田基地にオスプレイはいらない 11.24 東京大集会」への参加よびかけと協賛について

2018年10月に、米空軍特殊作戦機 CV22 オスプレイ 5機が横田基地に正式配備されました。米軍は2024年頃までにさらに5機を追加し、10機態勢とするとしています。覆いかぶさるような爆音にさらされながら、住民も基地周辺の自治体も安全性を疑問視しています。

羽田空港の増便にむけて、航空機を23区上空で低空飛行させる計画があり、東京上空はいっそう過密になります。千葉県・木更津自衛隊基地へのオスプレイ暫定配備も計画されているなか、衝突・事故の危険性が高まっていると指摘されています。安全な空を取りもどすために、配備・計画を撤回させる必要があります。

こうしたなか、同集会の主催団体・オスプレイ反対東京連絡会から都民連に対し、表記集会への参加のよびかけと開催にむけた協力を要請されています。この間、オスプレイ横田配備計画問題を重要な都政課題のひとつとして位置づけて、この運動に協力してきました。引き続き、集会成功にむけて協力することとします。

(1) 集会への参加よびかけ

日時 11月24日（日）13:00 開会 集会後、アピール行進。

13:00 開会

国会・都議会情勢報告、連帯挨拶、リレートーク

14:20 アピール行進（第2ゲート～フレンドシップパーク～どんぐり公園 2.5km）

会場 福生市・多摩川中央公園（JR 青梅線「牛浜駅」徒歩12分）

主催 オスプレイ反対東京連絡会

(2) 都民連今年度予算から協賛金（30万円）を支出し、集会成功にむけて財政的に支援します。

3. 水道事業の民営化阻止にむけた学習交流集会の開催について

前期 4/5 世話人会議にて開催を提案し、ご確認いただいております。参院選、総会を終え、都民連関連の日程が取りやすい時期であることから、今秋～冬に実施したいと考えます。

(1) 目的

- ①水道事業の民営化・ビジネス化の本質について学ぶ。
- ②都当局や都議会会派に対し、民営化反対の意思を示威する。

③先行する取り組みを紹介して、地域・組織内での取り組みを広げる。

(2) 日時 11月の平日午後もしくは夕方 →11/27or11/25で調整中です。

(3) 会場 都議会棟内

(4) 内容 シンポジウムもしくは講演、意見交換、会派からの発言、行動提起

(5) 企画の具体化にむけて、新婦人本部、東京社保協、東京自治労連を中心にヒアリングをさせていただき、ご意見をいただきたいです。ご協力をお願いいたします。

(6) 経費 従前の会議で最大5万円程度を見込むと提案し、確認いただいております。改めてご確認をお願いします。

4. 2019年度東京都議会第4回定例会(4定)開会日行動の計画

(1) 4定の日程(未定) 11/26 議会告示の見込み

開会(本会議)	12月3日(火曜日)
代表質問	12月10日(火曜日)
一般質問	12月11日(水曜日)
閉会(本会議)	12月18日(水曜日)

※第2回臨時会=10/21(月)、即位の礼に伴う臨時会。

※※共産党都議団主催の都議会内懇談会は11/20or22or26 予定で調整中。

(2) 都議会開会日行動

開会日に実施する行動です。以下のとおり実施することを提案します。

日時 12月3日(火曜日) 12:15~12:45

場所 東京都庁第1本庁舎前歩道

主催 都民連、東京社保協、東京地評

(3) 行動内容の検討

- ・ 宣伝カー 東京土建
- ・ 司会 東京母親(以降、東京地評→新婦人→東京社保協)
- ・ 主催者挨拶 東京地評
- ・ 団体決意表明 各6分、3テーマで計20分間

テーマ・団体を自薦他薦でいただきたいです。いただいた意見をもとに11月頃に決定します。

- ・ 会派ごあいさつ 開会日確定後、各会派に参加要請します。

・ 個人請願書 10/31までに修正意見を受付けます。確定後、事前配信と印刷した個人請願用紙の配布を進めます。4定も1000人を目指します。ご協力ください。

- ・ シュプレヒコール 前回行動のものを活用します。修正意見は11月26日までに受け付けます。

シュプレヒコーラー：都教組(世話人団体で順番に受け持つ)

いただきます) お願いします。

5. 2020 年第 1 回定例会(1 定、予算議会)にむけて

- (1) (参加者組織) 予算議会であり、できる限り多数の参加者を確保したいです (500 人目標)。いまからご協力をお願いします。
- (2) (個人請願用紙) 事前請願用紙の集約にも、力を注ぎます。1 万筆を目指して取り組むことを提案します。年内に請願項目の精査を進め、年明け 1 月中旬まで (開会日 1 か月前くらい) に確定して、配信・配送します。
- (3) (印刷経費) この間、1000 枚程度を印刷しています (地評印刷機で内製)。1 定については印刷会社に印刷・配送を委託したいと思います。予算は 3 万円を見込んでいます。宣伝・共闘費 (50 万円予算) より支出することを提案します。

【次回の日程】

次回 11 月 15 日 (金) 13 : 30 ~ 15 : 00、東京地評会議室にて開催します。

※月初の金曜日、月曜日での設定を定例化できるように努めています。

以 上

岩手県保健福祉部
宮城県保健福祉部
福島県保健福祉部
茨城県保健福祉部
栃木県保健福祉部
群馬県健康福祉部
埼玉県福祉部
東京都福祉保健局
神奈川県保健福祉局
新潟県福祉保健部
山梨県福祉保健部
長野県健康福祉部
静岡県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 19 号で被災した被保険者に係る
利用料の負担等の取扱いについて

「令和元年台風第 19 号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（令和元年 10 月 18 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。以下「事務連絡」という。（別添））により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いが示されたところでありますが、市町村における利用料の取扱いについては下記のとおりでありますので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村に対する周知等をよろしくお願いいたします。

記

- 1 事務連絡に基づき、介護サービス事業所等において利用料の支払いを猶予され、費用の 10 割を審査支払機関等へ請求された介護給付費請求書に係る利用料については、被保険者からの申請を待つことなく市町村の判断により、免除することができることとする。
- 2 1 に基づく利用料の免除については、市町村への特別調整交付金による財政支援を行う予定であり、詳細を後日お知らせすること。
- 3 なお、介護保険施設等における食費・居住費の自己負担分の取扱いについては、現行どおりであること。

別添

事務連絡
令和元年10月18日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、第136条第1項及び第161条第1項、指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 10 月 18 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村 (令和元年 10 月 18 日時点)

	都道府県	市町村
1	岩手県	陸前高田市
2		釜石市
3		山田町
4	宮城県	仙台市
5		石巻市
6		気仙沼市
7		名取市
8		角田市
9		岩沼市
10		栗原市
11		大崎市
12		富谷市
13		大郷町
14		大衡村
15		色麻町
16		涌谷町
17		南三陸町
18	福島県	福島市
19		二本松市
20		郡山市
21		須賀川市

22		いわき市
23		桑折町
24		只見町
25		泉崎村
26		中島村
27		矢吹町
28		玉川村
29		古殿町
30		小野町
31		檜葉町
32		富岡町
33		大熊町
34		浪江町
35		新地町
36		南相馬市
37		伊達市
38		茨城県
39	大子町	
40	栃木県	宇都宮市
41		足利市
42		栃木市
43		佐野市
44		鹿沼市
45		日光市
46		大田原市

47		那須烏山市
48	群馬県	高崎市
49		嬭恋村
50		邑楽町
51		みなかみ町
52		さいたま市
53	埼玉県	川口市
54		秩父市
55		所沢市
56		本庄市
57		東松山市
58		狭山市
59		入間市
60		朝霞市
61		和光市
62		富士見市
63		比企郡川島町
64		秩父郡横瀬町
65		秩父郡小鹿野町
66		児玉郡神川町
67		大里郡寄居町
68	東京都	北区
69		板橋区
70		練馬区
71		八王子市

72		青梅市
73		府中市
74		昭島市
75		日野市
76		日の出町
77		檜原村
78		神奈川県
79	相模原市	
80	平塚市	
81	小田原市	
82	茅ヶ崎市	
83	秦野市	
84	厚木市	
85	伊勢原市	
86	海老名市	
87	座間市	
88	南足柄市	
89	寒川町	
90	大井町	
91	松田町	
92	山北町	
93	箱根町	
94	湯河原町	
95	愛川町	
96	清川村	

97	新潟県	上越市
98	山梨県	大月市
99	長野県	松本市
100		諏訪市
101		須坂市
102		小諸市
103		佐久市
104		小海町
105		長和町
106		下諏訪町
107		原村
108		辰野町
109		麻績村
110		生坂村
111		小布施町
112		飯綱町
113	静岡県	函南町

事務連絡
令和元年10月18日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

令和元年台風第19号に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ③ 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）であって別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは健康保険協会の被保険者又は被扶養者

(2) 令和元年台風第19号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者若しくは被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名）

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。



全労連 自治労連速報

2019年9月30日(月)
第18号
(通刊第6297号)

発行 = 日本自治体労働組合総連合企画財政局
東京都文京区大塚4-10-7 Tel. 03-5978-3580 Fax. 03-5978-3588
E-mail⇒ jichiroren@jichiroren.jp URL⇒ <http://www.jichiroren.jp/>

住民のいのちと健康を脅かし、住民自治を無視する公立・公的病院の「再編・統合」の押し付けに断固抗議する（談話）

2019年9月30日
日本自治体労働組合総連合
書記長 前田博史

厚生労働省が「医療体制の見直しを求める」として9月26日に行った公立・公的病院の診療実績の分析の公表に対し、住民のいのちと健康を守り、安心して住み続けられる地域をめざして運動をすすめる自治労連として、断固抗議する。

厚労省は、自治体が運営する公立病院と日本赤十字など公的機関が運営する公的病院の4分の1超にあたる全国424の病院をリストアップし、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名の公表を行った。

厚労省によるこの分析結果は、「公立・公的病院の再編」を都道府県ごとにまとめた「地域医療構想」について、全国1652の公立・公的病院のうち1455病院に、がんや救急医療など9項目の診療実績を分析し、手術件数などが一定水準未達の病院のほか、乗用車で20分圏内に同程度の実績の病院が複数ある場合も要請対象としている。これは都道府県別では、全体の29.1%に当たり、新潟(53.7%)、北海道(48.6%)、宮城(47.5%)、山口(46.7%)、岡山(43.3%)の順で高くなっているとしている。また、年内にも対象施設に再編・統合の検討を要請し2020年9月末までに対応を決めるよう求めている。

しかし、再編のあり方については、厚労省には公的病院運営の決定権がない。そのため「統廃合」に限定せず、病床数の削減、診療科や病院機能の集約化など地域の実情に見合った形となるように区域ごとの議論に委ねるとしている。

今回公表された公立・公的病院は、住民が安心して地域で住み続けるために必要な医療機関であり、必要な病床である。それにも関わらず、「地域医療構想」の進捗のみを目途に、病床削減や周産期医療の移行、夜間緊急受け入れの中止、(高度)急性期医療からの転換、病院の統合等を強引にすすめれば、地域での医療を必要とする住民(患者)は行き場を失い、「安全で質の高い医療を受ける権利」が侵害されることは明らかである。

公立・公的病院が果たす役割は地域によって異なり、医療現場は、人手不足の中でも必死に地域医療を支えている。

住民や医療現場の声も聞かず深刻な医師・医療労働者不足解消の具体策を何ら講じないまま、「地域医療構想」をてこに、偽りの「医師偏在対策」「医療労働者の働き方改革」を同時に推進しようと圧力をかけ、住民合意を得ることのないまま一方的に押し付けることは、断じて容認できない。

自治労連は、「地域医療と公立・公的病院の充実を求める『いのちと地域を守る大運動』」を展開し、住民生活を守るうえで欠かせない周産期医療や救急医療、へき地医療など政策医療を担い、住民のいのちと健康を守る運動を住民との共同を広げて継承・発展させてきた。そのなかで、多発する災害時の医療提供体制の維持はもとより、地域住民が等しく医療を受ける権利が行使できる地域医療体制の中心、すなわち住民自治機能としての自治体病院の役割を果たしてきた。

自治労連は、住民のいのちと健康を守る立場で共同を広げ、職場と地域から、住民が安心して暮らし続けられる地域医療と介護・福祉を守る「いのちの砦」としての自治体病院の役割の発揮に向けた運動を全力ですすめていく決意を表明する。

以上

2019年10月8日
第37回支部執行委員会

都立神経病院に対する「再編・統合について特に議論が必要」とする厚労省発表に強く抗議する（衛生局支部書記長コメント）

都庁職衛生局支部
書記長 矢吹義則

厚生労働省は9月26日、全国の公的・公立で運営する424病院について「再編・統合の議論が必要な病院」として実名で公表した。東京においては、10病院が名指しされ、都立病院では唯一、神経病院の名前があがった。公表した理由として、2017年実績で、がんや救急など高度な医療の診療実績が少ない病院や近隣に機能を代替できる民間病院がある病院を位置付けたとしている。今後は、都道府県が策定する地域医療計画に反映させるための協議を進め、2020年9月末までに対応方針を決めるよう求めている。

こうした突然の報道に対し、「地域医療の崩壊につながる」「地域の実態を見ていない」など、不安の声が全国からあがっている。

支部は、発表後の27日に開催された、大都市衛生医療による厚労省交渉において、厚労省（医政局・計画課）に対し、公表する理由など厳しく追及した。厚労省側も「今回の公表はあくまでも地域において議論を促すものであり削減ありきではない」と弁明するも、「説明不足」だったと認めている。さらに、全国知事会、市長会、町村会から批判が総務省によせられ、10月4日に「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」が開催され、「再編統合」の再検証を要請したが、医療現場や自治体、住民には衝撃が走り、混乱も見られるとして、厚労省が地方に出向き、再検証に関する詳しい説明を10月中に行っていくことを確認している。

東京都の小池知事は、発表後の27日の会見の場で、「詳細な情報はまだ知らされていない」とし詳細な分析を進めるよう指示したとことを明らかにしている。

都立病院をめぐっては、経営委員会報告に基づき、地方独立行政法人化の検討に入り、今年予算に検討予算として、1億6千万円計上している。こうした予算を使い、監査法人トーマツに「都立病院の経営のあり方に係る調査及び支援業務委託」契約を結び、3月に報告書がまとめられた。

神経病院は1980年に65床で開設。以来1985年までに296床となり、今日に至っている。2002年には、東京都指定難病医療拠点病院の認定を受け、多くの難病患者の治療を行い、神経難病医療実績は全国でもトップクラスの病院といえる。中でも、難治性てんかんの手術件数は、平成24年85件、25年128件、26年120件、27年115件と4年連続で国内トップの実績を誇る外科的治療を行っている。国が指定する難病であ

る ALS の病態解明、治療法の解決に向けた研究にも積極的に取り組み、近年では院内に患者支援センターを立ち上げ、在宅難病患者に対する在宅医療支援にも取り組んでいる。

こうした実績から、都立神経病院は難病医療の専門病院として都内はもちろん全国からも入院患者が集まっており、難病患者にとっては無くてはならない大切な病院であり、ここ 3 年間の病床稼働率もみても職員の努力もあり、増えている実績が報告されている。再編統合どころか、充実・発展させることこそが国の役割といえる。

さらに、将来に向けて「多摩メディカルキャンパス再編整備計画」が策定され、神経病院が「難病医療センター（仮称）」として充実し、建て替えることになっている。こうした実績を見れば、一律的な物差しではかる厚労省の再編統合計画は、神経病院の実態をみない「愚かですんな計画」と言わざるをえない。

政府・厚労省が進める医療費抑制、病床削減は神経病院など公表された病院だけの問題ではなく、国民の命と健康を守るすべての病院に対する攻撃としてとらえなければならない。

支部は、国が進める病床削減、都が進める都立病院の独法化に反対し、都民・地域住民の安心・安全な医療提供体制の確立に向けて奮闘する。